

風俗営業第2条第1項の種別・特定遊興飲食店・深夜酒類提供飲食店

平成28年6月23日

風俗営業	接待飲食等営業	1号営業 (社交飲食店・料理店)	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他の設備を設けて客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせる営業
		2号営業 (低照度飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席の照度を10ルクス以下で営むもの
		3号営業 (区画席飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難で、5㎡以下の客席で飲食をさせる営業
	遊戯場営業	4号営業 (マーじゃん店・ぱちんこ店)	麻雀、パチンコその他設備を設けて、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		5号営業 (ゲームセンター等)	スロットマシン、テレビゲーム機その他設備を設けて、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業。
特定遊興飲食店営業			ナイトクラブその他の設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、飲食をさせる営業(酒類を提供して営むものに限る)で、深夜(午前0時～午前6時)に営業するもの
深夜酒類提供飲食店営業			バー、酒場など、深夜(午前0時～午前6時)において、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)